

令和6年度第4回上川中部圏地域医療構想調整会議協議結果

開催日 令和7年1月29日

協議事項(1)

「病床機能に係る病院開設等計画について」

No	意見等(要旨)	発言者の所属名
1	意見というより質問であるが、資料1-2、6ページ留意事項②給付金支給のタイミングについて中、「既に病床削減済みであり、やむを得ない理由がある場合は、その理由についても調整会議に諮り、合意が得られた場合にのみ給付金の対象と認める。」とあるが、やむを得ない理由とはどのようなケースが想定されるのか。 また、他地域において「やむを得ない理由」と判断された具体的事例があればお示しいただきたい。	市立旭川病院
	【回答】(地域医療課担当者あて確認) 考えられる理由としては、削減予定日が、地域医療構想調整会議の開催スケジュールの関係で間に合わず、遅れた場合等。 実際に、その理由で、やむを得ないと判断された事例がある。	
2	特に問題はありませんので賛成します。	社会医療法人 道北勤医協 一条通病院
3	令和7年の病床削減は地域医療構想に資する取組であると判断でき、給付金の対象と考えます。 一方、令和5年の病床削減については、計画書提出以前に実施されていることから、支給要件を満たしておらず給付金の対象外と考えます。 補足: 令和7年3月1日の病床削減直前の時期になって緊急動議されていることから、令和5年と令和7年の病床削減が一つの事業計画を段階的に実施したものとは考えがたく、やむを得ない理由には該当しないと考えます。	医療法人回生会 大西病院

協議事項(2)

「病床機能分化・連携促進基盤整備事業の活用について」

No	意見等(要旨)	発言者の所属名
1	特に問題はありませんので賛成します。	社会医療法人 道北勤医協 一条通病院
2	承認いたします。	医療法人回生会 大西病院

※「意見なし」(未報告含む)については記載を省略。

※ 協議事項(1)について、令和7年3月分の削減については、反対意見がなかったため、会議内で確認の上、合意されたものとする。

令和5年4月分の削減については、確認を要するため、次回の地域医療構想調整会議において再協議する。

※ 協議事項(2)について、反対意見がなかったため、会議内で確認の上、合意されたものとする。